

## 四日市港管理組合地域維持型維持修繕業務総合評価方式試行要領

### (目的)

第1条 この試行要領（以下「要領」という。）は、四日市港管理組合が地域維持型維持修繕業務を発注するにあたり、四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第81条の2第2項に規定する総合評価一般競争入札に係る必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における地域維持型維持修繕業務総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、入札者から入札時に業務価格と共に地域精通度、企業の技術力等（以下「企業の能力等」という。）に関する技術資料届出書をもって申し込みをさせ、価格だけでなく、価格以外の企業の能力等について審査し、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

### (入札方式の指定及び執行)

第3条 入札方式の指定及び執行は、四日市港管理組合競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）の審査を経て行う。

### (技術審査会)

第4条 競争入札審査会の長は、地域維持型維持修繕業務総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

- 2 技術審査会は次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を競争入札審査会に報告する。
  - (1) 総合評価にかかる技術資料の要求要件等の設定
  - (2) 総合評価にかかる評価基準の設定
  - (3) 提出された技術資料の審査
- 3 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成するものとし、構成員は業務の規模・内容により選定する。
- 4 技術審査会は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定による意見の聴取において、学識経験者から当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、技術審査会は、当該落札者を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (入札公告に明示する事項)

第5条 技術資料を収集する際に、入札公告に次の事項を明示する。

- (1) 当該業務が、地域維持型維持修繕業務総合評価方式であること
- (2) 競争入札参加資格に関する事項
- (3) 地域維持型維持修繕業務総合評価方式に関する事項

### (技術資料の内容)

第6条 技術資料の求める内容は、企業の能力等に関するもので、より確実な実施が期待できるものを、業務の特性に応じて定める。

(技術資料の審査)

第7条 提出された技術資料については、技術審査会による審査を経て、競争参加資格の確認に反映させる。

2 技術資料の審査にあたっては、企業の能力等を審査する。

(評価方法)

第8条 総合評価の方法については次のとおりとする。

- (1) 企業の能力等の要求要件について、業務の目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じて点数を付与する。
- (3) 価格及び企業の能力等に係る総合評価は、除算方式とし、別添資料1により得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- (4) 基準価格とは、「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」の区分①により算定される「業務に伴い最低限必要な費用=P」とする。

(落札者の決定方法)

第9条 入札参加者のうち、入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内にあり、前条により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(試行)

第10条 この要領に基づく入札手続の流れについては、別紙1を基本とする。

2 地域維持型維持修繕業務総合評価方式については、部分的にこの要領によらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告に係る掲示にその旨を記載する。

附 則 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

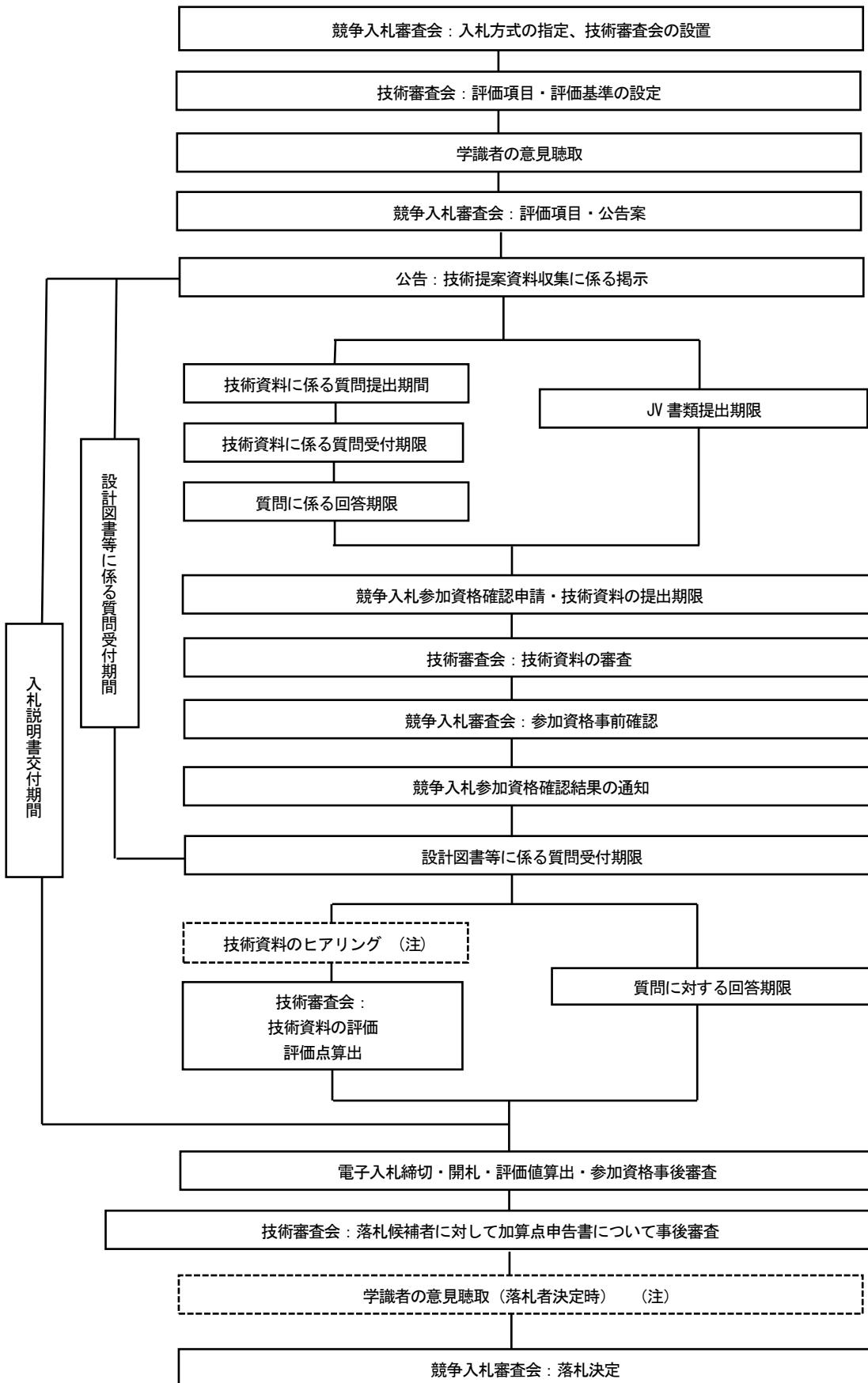
附 則 この要領は、令和2年1月10日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年1月1日から施行する。

(参考)

地域維持型維持修繕業務総合評価方式の手続きの流れ



(注) 技術資料のヒアリング、学識者の意見聴取（落札者決定時）は必要に応じ実施するものとします。